TM5(商標5庁)悪意の商標出願対策プロ ジェクトについて

About a Continuation/Expansion of Bad Faith Project

特許庁 審查業務部商標課商標制度企画室

航平 渡辺

PROFILE 平成 22 年に特許庁入庁、平成 26 年商標審査官、同年 7 月より現職

はじめに

経済のグローバル化が進み企業間の競争が国際的にも 激しさを増す中で、高い価値を有する国際的なブランド の確立及び保護のため、商標権の活用がますます重要に なってきている。企業の国際展開を支援するためには、 世界各国で安定した商標権を速やかに取得でき、適切に 保護されるような環境を整えることが不可欠である。

そのような状況を踏まえ、商標分野においては、これ まで日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、 欧州共同体商標意匠庁(OHIM)、韓国特許庁(KIPO)、 中国国家工商行政管理総局(SAIC)の商標五庁(TM5) の枠組みによる協力を推進してきており、2012年10 月に第 1 回会合をスペイン・バルセロナで、2013 年 12 月に第2 回会合を韓国・ソウルで、2014年 12 月に第3回会合を日本・東京で開催した。

TM5 では、年次会合及びフォローアップのための中 間会合を開催しており、各庁の最近の施策や互いの審査 運用等の情報交換を行っているほか、特に実務レベルで の検討、対応を行っていくことが TM5 各庁間で合意さ れた取組についてはプロジェクト化しており、現在11 のプロジェクトについて協力が進められている」。

本稿では、11のプロジェクトの中で JPO がリード して取り組んでいるプロジェクトの一つ、「悪意の商標 出願対策プロジェクト」について紹介したい。

現在協力が進められている 11 のプロジェクトは、① ID リストプ ロジェクト (USPTO リード)、② TM クラスとタクソノミーに関 するプロジェクト (OHIM リード)、③図形商標のイメージサーチ プロジェクト (JPO リード)、④共通ステータス表示プロジェクト (USPTO リード)、⑤商標情報のユーザーフレンドリーなアクセス に関するプロジェクト (OHIM リード)、⑥悪意の商標出願対策プ ロジェクト (JPO リード)、⑦共通統計プロジェクト (OHIM リー

悪意の商標出願対策プロジェクト

2.1 概要

企業活動のグローバル化に伴い、海外での商標権取得 の重要性が高まる一方で、有名な地名やブランドなどの 他人の商標が海外において無関係な第三者により無断で 商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」は、 世界的な問題となっている。

このような状況を踏まえ、TM5の枠組みにおける悪 意の商標出願への取組として始まったのが「悪意の商標 出願対策プロジェクト」である。

「悪意の商標出願対策プロジェクト」は、「悪意の商 標出願 | について、TM5 各庁の制度・運用に関する情 報交換を行うことにより TM5 各庁における商標の適切 な保護のための対策に役立てることを目的とするととも に、ユーザーに対し情報の発信をすることにより悪意の 商標出願に関する啓発を行うことを目的としたプロジェ クトである。

2.2 これまでのプロジェクトの取組

2.2.1 セミナーの開催

2013年10月に日本・東京で「悪意の商標出願セ ミナー」を、2014年5月に香港で「第2回悪意の商 標出願セミナー」を開催した。セミナーでは、TM5 各 庁による悪意の商標出願に対する法制度の紹介及び「海

ド)、® TM5 ウェブサイト構築プロジェクト (KIPO リード)、⑨ 審査結果に関する比較分析プロジェクト (KIPO リード)、⑩国際 商標出願の利便性向上プロジェクト (JPO リード)、⑪非伝統的 商標へのインデックス付けプロジェクト(USPTO リード)。各プ ロジェクトの概要については、「Japio YEAR BOOK 2014」の 「TM5(商標五庁)の取り組みについて」を参照。

外での周知性をどのように判断しているか」、「いかに『悪 意』を認定しているか」等の実務に関するパネルディス カッションや有識者による「悪意の商標出願」に関する 講演等が行われ、各セミナー共に、各国の企業、弁護士 等約 200 名のユーザーが参加した。

2.2.2 報告書のとりまとめ及び公表

第3回会合において、「悪意の商標出願」に対応する ための TM5 各庁の制度・運用についてまとめた、「悪 意の商標出願に関する TM5 の制度・運用」報告書が承 認され、その後 TM5 ウェブサイト² 及び JPO ホーム ページ³において同報告書の公表を行った(JPOホーム ページでは参考として和訳も公表)。同報告書の内容に ついては3. で述べる。

2.3 今後のプロジェクトの方針

今後も悪意の商標出願セミナーを定期的に開催し、悪 意の商標出願に関する研究を深め、対応策を検討してい くべく、JPO としては以下の3本柱で本プロジェクト を推進させていく予定である。

- ・第3回悪意の商標出願セミナーの開催(2016年3) 月1日に東京で開催する予定)
- ·TM5 各庁における悪意の商標出願の事例を集めた「悪 意の商標出願事例集」の作成、公表(2016年度予定)
- ・「悪意の商標出願事例集」及び各国の制度運用につい て類型化及び分析を行い、悪意認定の際の判断基準・ 判断手法のモデルガイドラインとなる「悪意認定のた めの判断基準・手法に関するガイドライン」の作成、 公表(2018年度予定)

報告書について

2.2.2 において触れた「悪意の商標出願に関する TM5 の制度・運用 | 報告書について簡単に紹介したい。

3.1 構成

本報告書は全部で3つの章で構成されており、第1 章は、TM5 各庁の悪意の商標出願に関する制度及び運 用の概要である。第2章は、TM5各庁で合意した質問 票への回答に沿って、TM5 各庁の制度・運用を比較し 要約したものであり、第3章は、第2章の内容を比較 表の形式でまとめたものである。

3.2 ポイント

本報告書の第2章では悪意の商標出願に対応するた めの TM5 各庁の制度・運用を比較しており、TM5 各 庁における制度・運用の違いを把握することができる。

例えば、商標出願に悪意があるか否かが判断されるタ イミングは TM5 各庁によって異なっており、JPO と KIPO では、審査官が職権で審査を行う段階から悪意の 判断が行われ、かつ、登録後に異議申立てや無効審判の 請求があった場合にも悪意の判断を行うが、他方 SAIC と USPTO では、職権審査では悪意の判断は行わず、 登録前公告時に第三者から異議申立てがあった場合又は 登録後に無効審判の請求があった場合に悪意の判断が行 われる。また、OHIMでは、登録後に無効審判の請求 があった場合にのみ悪意の判断が行われる。

また、国内では商標登録されておらず周知性を獲得し た商標とも認められないが、海外でのみ周知性を獲得し ている商標を保護するための具体的な規定があるか否か についても TM5 各庁によって異なっており、JPO と KIPO では海外でのみ周知性を獲得している商標を保護 する規定があるが、SAIC、USPTO 及び OHIM にはそ のような商標を保護する規定はない。

このように、悪意の商標出願に対応するための制度・ 運用は、TM5 各庁によって異なっているため、悪意 の商標出願に対して適切な対応策を検討するためには、 TM5 各庁の制度・運用を正しく理解することが重要で ある。

おわりに 4

JPO は、国内ユーザーの関心の高い「悪意の商標出願」 問題に引き続き対応するため、TM5の枠組みにおいて 本プロジェクトをリードし、各国の制度・運用に関する 情報交換を行うとともに、ユーザーの皆様への情報提供 を図っていきたい。

² http://tmfive.org/

https://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/bad_ faith report.htm